

ブライダル委員会申込規約

申込資格

ロータリアンの子女及び知己の方で、ロータリアン1名以上の紹介を必要とします。尚、登録期間を2年間とし、登録より2年を経過した場合、改めて新規登録をして下さい。通算4年間で退会となります。

申込方法

紹介ロータリアンを通じて、当委員会所定の『登録カード』に必要事項を書き入れ、①顔写真1枚(5cm×5cm『登録カード』に添付)、②スナップ写真(全身・上半身・好きな写真の計3枚)、③登録料5,000円を添え、ご本人が「個別相談会」へご持参下さい。(開催日は別紙「年間スケジュール」参照)

登録者の留意事項

- ①登録済の書類は、登録者・その両親及び紹介ロータリアンに限り、当委員会承認のもと「個別相談会」において、その原本を閲覧できるものとします。(コピー不可)
- ②年4回開催予定の当委員会主催「友愛の広場 “You and I Plaza by Rotary”」には、必ず出席してください。(開催日は別紙「年間スケジュール」参照)
- ③登録者同士の面会やその後の経過は、常に紹介ロータリアン及び委員会に連絡してください。交際については、ロータリーの本質に則り、品位ある行動をお取り下さい。また、何らかのトラブルが発生した場合は、当事者により解決していただき、当委員会では責任を負いかねます。
- ④めでたく婚約成立の場合は、紹介ロータリアン及び当委員会まで必ずお知らせください。尚、登録者同士で成婚された場合は、後々の方の為の事務経費として、各自より10,000円を申受けます。
- ⑤登録者はブライダル登録者以外の方と婚約された場合でも、紹介ロータリアン及び当委員会まで必ずお知らせください。
- ⑥登録しただけではお相手のご紹介はありませんので、必ず「個別相談会」にご来場下さい。

※提出いただきました書類・写真等は当委員会で責任を持って管理し、抹消の際も、当方で責任を持って処分させていただきます。